

〒 331-0815
埼玉県

建管第 10-32 号
令和 2 年 5 月 26 日

さいたま市北区大成町 4-57-12

株式会社細田商店
代表取締役 細田 元尉 様

埼玉県知事 大野 元裕



解体工事業の登録について（通知）

令和 2 年 4 月 28 日 付けで申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり登録したので同法第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

登録番号
登録の有効期間

埼玉県知事（登-2）第 622 号
令和 2 年 6 月 17 日 から 令和 7 年 6 月 16 日 まで
(2020 年 6 月 17 日 から 2025 年 6 月 16 日 まで)

再複写無効
此の印なきものは
当社の発行した許
可証の写しでは
ありません
株式会社
細田商店

(注) 登録の更新申請を行う場合の書類提出期限： 令和 7 年 5 月 17 日
(2025 年 5 月 17 日)

(解体工事業登録等省令第 2 条の規定に基づく)
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)